

令和6年度申請のご案内

障がい者雇用促進補助金

～大和市内で障がい者を雇用する中小企業に補助金を交付～

対象

令和6年10月1日時点で、次の①～③の条件を全て満たす事業者
(2024)

①大和市内で1年以上継続して事業を営んでいる中小企業(※)であること
※中小企業基本法第2条第1項に規定する会社

②平成30年10月2日～令和5年10月1日に障がい者を新たに雇用し、
(2018) (2023)
1年以上常用雇用(雇用保険の被保険者として雇用)していること

※上記期間外に雇用が開始されていて、上記期間内に新たに障がい手帳を取得した場合も
手帳を取得してから1年以上常用雇用が継続していれば対象

対象となる障がい者の範囲

身体障がい者	身体障害者手帳の1～6級に該当する方
知的障がい者	療育手帳のA1～B2に該当する方
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の1～3級に該当する方

③市税等に滞納がないこと

補助額

対象となる障がい者1人あたりの補助額

市内在住者 50,000円

市外在住者 30,000円

▷ 交付期間は5年間(雇用保険の資格取得日から1年経過後の最初の10月1日から起算)

申請方法

HPをご確認のうえ、令和6年10月1日(火)～**10月31日(木)【必着】**に
直接または郵送で産業活性課に提出

大和市 障がい者雇用促進補助金について

検索



【必要書類】※記入例・注意事項は市ホームページからダウンロードしてください

(1) 申請書

(2) 雇用状況報告書

(3) 請求書

(4) 登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※本社が市外の場合、市内で1年以上操業していることが分かる
書類(決算書や賃貸借契約書の写し等)も必要

(5) 対象者の「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の写し(全ページ)

(6) 対象者の「雇用保険被保険者証」の写し

申請先
お問合せ

大和市役所 産業活性課 (大和市下鶴間1-1-1 本庁舎1階)

受付時間 土日祝除く8:30～12:00、13:00～17:00

☎ 046-260-5135